



「神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会」

PR 動画制作・配信業務 公募実施要領

この要領は、神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会（以下、「大会」とする。）開催において、PR 動画制作・配信業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、委託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務名称

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会 PR 動画制作・配信業務（以下、「本業務」とする。）

2. 委託者

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会（以下、「組織委員会」とする。）

3. 業務の内容

別添「神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会 PR 動画制作・配信業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4. 契約に関する事項

(1) 契約上限額

3, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 契約期間

契約締結の日から令和 6（2024）年 2 月 29 日（木）まで

（制作物の納品日は令和 5（2023）年 9 月 30 日（土）を目途に契約締結後に調整し、決定する）

(3) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は仕様書及び企画提案書に基づき組織委員会と協議のうえ、決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(4) 委託料の支払い

業務完了後、組織委員会の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

(5) その他

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- ② 大会の主催者である国際パラリンピック委員会（以下、「IPC」とする）または世界パラ陸上競技連盟（以下、「WPA」とする）の判断により、大会が延期・中止となった場合は、契約期間満了を待つことなく契約を解除することがある。

5. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。
 なお、共同企業体で参加するものにあつては、全ての構成事業者が次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと(神戸市の入札参加資格の登録が無い場合は、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止に相当する事象が生じていないこと)。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。

6. スケジュール

(1) 公募開始	令和 5 (2023) 年4月3日 (月)
(2) 質問の受付・回答	令和 5 (2023) 年4月14日 (金) 17時まで 〔4月19日 (水) 目途に回答〕
(3) 参加申込書、その他必要書類の提出	令和 5 (2023) 年4月28日 (金) 17時必着
(4) 企画提案書等の提出	令和 5 (2023) 年5月18日 (木) 17時必着
(5) 書類審査結果通知 (※応募者が5者を超える場合)	令和 5 (2023) 年5月26日 (金) 目途
(6) プレゼンテーション審査	令和 5 (2023) 年5月30日 (火)
(7) 契約候補者の決定	令和 5 (2023) 年6月2日 (金) 目途
(8) 契約の締結・業務開始	令和 5 (2023) 年6月5日 (月) 目途

7. 応募手続き等に関する事項

(1) 提出書類

提出書類	提出期限	提出部数
参加申込書(様式1) (共同企業体の場合は共同企業体参加届出書(様式2)も併せて提出)	令和 5 (2023) 年 4 月 28 日 (金) 17 時必着 ※提出後必ず電話により受信の確認を行うこと	1 部
契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式3)	同上	1 部
企画提案書(様式自由)	令和 5 (2023) 年 5 月 18 日 (木) 17 時必着	10 部(正本 1 部、副本 9 部) ※

※企画提案書の副本は企業名及び個人名を無記名で作成し、提案を行うものが類推できないようにすること。
※神戸市の入札参加資格の登録が無い場合は、①～②の資料を提出すること。なお、共同企業体での参加申請をする場合、構成事業者全てに上記内容を課す。

① 法人登記簿謄本(または登記事項全部証明書)【写し可】

提出日時点で発行日より3ヶ月以内のものに限る。

② 納税証明書(国税および地方税)【写し可】

納税証明書(その3の3または、その3の2)(=未納の税額がないことの証明)提出すること。納税証明書は完納の証明書が必要。所得証明書は不可とする。

※支払い期日未到来の約束手形等による証明は完納と認めない。

〈企画提案書の内容等〉

① 提出書類

次のア～ウの書類及びデータを電子メール(PDF形式・A4サイズ)にて提出すること。

ア) 企画提案書

イ) 見積書

ウ) その他補足資料

② 作成要領

様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。また、本業務の範囲内で、必要に応じて予算内での追加提案をすることができる。

ア) 会社概要

所在地や資本金、主な事業内容、従業員数などの概要がわかるもの

イ) 見積書

委託料(上限)3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)の内訳について詳細に記載すること。

ウ) 企画提案書

仕様書に沿って企画提案し、以下については必ず記載すること。

I) 企画案のコンセプトおよびその説明

・ 業務目的を理解した上で、全体コンセプトや1分程度(横型)、30秒(横型)、15秒(縦型・横型)のそれぞれの動画につき、目的を達成するためのポイントを説明すること。

II) 動画絵コンテ

・ それぞれの動画につき、絵コンテ等で具体的な展開イメージ等の概要を示すこと。
・ 絵コンテの演出イメージを表現した映像資料(自社制作にかかわらず既存の映像でも可能。映像の長さは問わない。)を提出すること。(MP4形式でE-mailにて提出、もしくはWEB上で公開されている場合はURLを記入すること。)

III) 動画広告配信

・ 制作する動画の効果的な広告内容・期間を提案すること。

IV) 制作および配信スケジュール

・ 動画制作にあたってのスケジュールを示すこと。

V) 実施体制

・ 指揮命令系統および業務の管理責任者を記載すること。

VI) 類似業務の受託実績

- ・ 実績について、成果物の内容等を記載すること。自社で作成した映像作品を 1 作品提出すること。
(MP4 形式で E-mail にて提出、もしくは WEB 上で公開されている場合は URL を記入すること。)

(2) 提出方法

様式 1～3：E-mail にて行うこと。提出後は必ず電話により受信の確認を行うこと。

押印の必要な様式については本要領 12 の提出先まで後日郵送により提出すること。

(到着は提出期限後で構わない。)

企画提案書：本要領 12 の提出先まで郵送又は持参すること。ただし、郵送の場合は、書留郵便または簡易書留で行うこと。また、持参の場合は平日の 9 時～17 時（12 時～13 時は除く）の間に持参すること。

※併せて E-mail でデータを提出すること。

(4) 参加辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、令和 5 年 5 月 17 日（水）17 時まで「辞退届（様式 4）」を本要領 12 に記載の提出先まで提出すること。（E-mail にて提出する場合は、必ず電話により受信の確認を行うこと。）

8. 質問回答

(1) 受付期間

令和 5（2023）年 4 月 3 日（月）～4 月 14 日（金）17 時まで（必着）

(2) 質問方法

本要領 12 に記載の問い合わせ先まで E-mail にて行うこと。

(3) 質問の様式

様式 5「提案書にかかる質問書」

(4) 質問への回答

質問を一括して取りまとめの上、全ての事業者（参加資格有）の担当者宛に 4 月 19 日（水）を目途に E-mail にて回答する。（※ただし、IPC/WPA に確認が必要な事項は、回答に時間を要する場合がある。）

9. 選定方法及び基準

(1) 選定方法

- ① 提出された企画提案書について、組織委員会が設置する「神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会 PR 動画制作・配信業務委託事業者に関する選定委員会」（以下、「選定委員会」とする）において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施のうえ評価基準に基づいて審査を行う。
- ② 応募者が 5 者を超える場合は、書面審査を行い、上位 5 者をプレゼンテーション及びヒアリングの対象とする。選考結果については、応募書類の提出者全員（共同企業体については代表企業）に E-mail にて通知する。
- ③ 応募者が 1 者の場合でも本プロポーザルは成立するものとする。
- ④ 提出された企画提案書について、選定委員会において審査を行い、下記（5）アに定める採択基準点を上回る応募者のうち、各委員の点数の合計点が最も高い応募者を契約候補者とする。

- ⑤ 選定委員会による審査の結果、各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定する。
- ア) 審査項目のうち「動画の内容は、目的達成が可能な効果的なものとなっているか」の合計点数が最も高いもの
- イ) 上記アが同点の場合は、審査項目のうち「本事業の趣旨を理解したうえで、全体コンセプトや制作のポイントが明確であり、効果的な提案となっているか」の合計点数が最も高いもの
- ウ) 上記イが同点の場合は、審査項目のうち「動画広告配信の内容は効果的な提案となっているか」の合計点数が最も高いもの
- 以下、上記ア・イ・ウ以外の評価項目について評価基準表の順により同様に決定する。
- ⑥ 選定委員会による審査の結果、全ての応募者の獲得点数が下記（５）アに定める採択基準点を下回る場合は、本プロポーザルを不調とし、再度公募型プロポーザルを実施する場合がある。

（２） 審査項目及び配点

審査は、以下の項目により応募者の能力及び提案内容から総合的に評価する。

- ① 本事業の趣旨を理解したうえで、全体コンセプトや制作のポイントが明確であり、効果的な提案となっているか（20点）
 - ・本事業の目的達成に向けて、趣旨に合致した提案となっているか
 - ・観る人を惹きつけ、大会観戦に足を運ばせる効果的な提案があるか
- ② 動画の内容は、目的達成が可能な効果的なものとなっているか（30点）
 - ・提案する全体コンセプトや制作のポイントに則り、効果的な動画の制作が期待できるか
 - ・その他、観る人を惹きつけ、大会に足を運ばせる創意工夫がみられるか
 - ・提案する動画の内容は実現可能なものとなっているか
- ③ 動画広告配信の内容は効果的な提案となっているか（15点）
 - ・広告の内容（手法）や期間は効果的な提案となっているか
- ④ これまでに類似業務を実施した実績があるか（10点）
 - ・これまでに類似業務を実施した実績があるか
- ⑤ 業務を迅速かつ的確に実施できる体制であるか（10点）
 - ・業務を迅速かつ的確に実施できる体制であるか
- ⑥ 事業費の積算等は妥当か（5点）
 - ・合理的かつ無理のない積算に基づく見積となっているか
- ⑦ 神戸市内に本社または支店等があるか（10点）
 - ・神戸市内に本社がある場合 10点、神戸市内に本社は無いが支店等がある場合 5点

（３） プレゼンテーション審査について

ア 日時 令和5（2023）年5月30日（火）

イ 場所 神戸市役所1号館またはオンラインによる

ウ 出席者 3名以内

エ 方法 各提案者20分程度のプレゼンテーションを実施し、終了後に質疑応答を行う。

※プレゼンテーションに要するモニターおよびHDMIケーブルは組織委員会で準備するが、投影操作作用のパソコンおよび必要な接続機器は提案者側で用意すること。

※説明は本業務に携わる者（責任者またはこれに準ずる者）が行うこと。

※オンラインによる実施方法など詳細については、後日、組織委員会より連絡する。

(4) 注意事項

- ア 提案書等の提出が提出期限に遅れた場合は、失格とする。
- イ 審査結果に影響を与えるような行為が認められた場合は、失格とする。
- ウ 参加申込があり、参加資格有りとして認められた事業者または共同企業体には、参加受付後、組織委員会より、本大会における大会ロゴ・キービジュアル等のルック素材のデータ及びブランドガイドライン等、本業務に必要な資料を提供するので、それらの資料に基づき企画提案書の作成を行うこと。なお、提供した資料は、本プロポーザルへの参加以外の目的に使用してはならず、選定結果通知後、受託候補事業者以外は、当該資料を各自の責任において必ず廃棄すること。

(5) 審査方法

- ア 評価基準に基づき選定委員会による審査を行う。上記審査項目にて採点を行ったうえで、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託事業者候補者として選定する。ただし、評価点の合計が 5 割に達していない場合もしくは、各審査項目が配点の 5 割に達していない場合は、委託候補事業者として選定しない。応募者が 1 者であっても同様の扱いとする。
- イ 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(6) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- イ 提案書類等の提出が提出期限に遅れた場合。
- ウ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(7) 選定結果の通知および公表

- ア 選定結果は、令和 5（2023）年 6 月 2 日（金）を目途に、全ての選定委員会参加者に通知する。
- イ 選定の経緯は公表しないこととし、選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

10. 審査後の手続き

組織委員会は、選定した契約候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容及び契約条件について合意した後に委託契約を締結する。

ただし、契約候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の事業者（採択基準点を上回る者とする）を契約候補者として協議を行い、合意した後に委託契約を締結する。

なお、契約候補者との協議の中で、提案内容を一部修正する場合がある。

11. 留意事項

- (1) 資料の作成及び提出にかかる費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 全ての提出書類は返却しない。また、提出された書類は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象になる。
- (3) 提出書類の著作権はそれぞれ提案者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲内で本事務局は無断・無償で複製を作成できるものとする。
- (4) 期限後の提出、差し替え等は認めない。



- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を無効とする。
- (6) 提出された書類で不備・不明な点があれば、提案者の不利になることがある。ただし、職員から内容の確認を行うことがあるので、この場合は速やかに対応すること。
- (7) 当契約に係る金額の表示はすべて消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- (8) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。

1 2. 担当及び問い合わせ・書類提出先

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会事務局

広報コミュニケーション部 広報コミュニケーション課（神戸市文化スポーツ局国際スポーツ室内）

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 1号館 17階

担 当：伊藤・田村（TEL：078-322-6449）

E-mail：kobe2024pawc_prm@office.city.kobe.lg.jp